古紙集団回収
（古新聞・段ボール等）
のご案内
毎月第１・３水曜日

＜　○○○○○○自治会の皆さんへ＞

回覧

使用例

回収体験袋を活用した「その他の古紙」回収にご協力を

○○○○○○自治会は「その他の古紙」の回収を行います！

堺市環境マスコット
キャラクター「ムーやん」

＜その他の古紙の回収の[illegible]＞

■ごみの減量に取り組[illegible]

■生活ごみへの混入が[illegible]

■古紙の回収量を増加[illegible]

アップにもつながります[illegible]

①団体名や収集曜日等を記入します。
裏面に続きます。

「その他の古紙」回収体験袋の使い方

各戸に１枚「その他の古紙」回収体験袋を配布します。

体験袋には、「その他の古紙」を分別するのに必要な情報を載せています。

体験袋に書いている内容を確認しながら、「その他の古紙」を分別してみましょう！

＜体験袋のご使用上の注意！＞
保管用袋として繰り返し使用してください。

使い方１

①回収体験袋が見本となるように、中に家庭から出た別の紙袋を入れ、別の紙袋の中に分別した「その

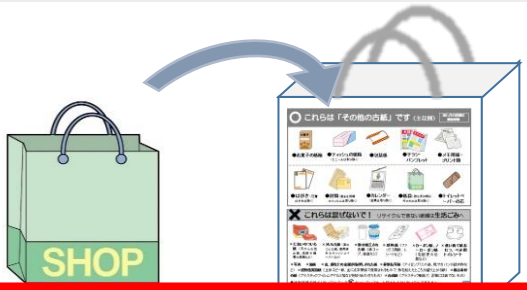

回覧用チラシはデータで堺市ホームページにも掲載しています。ダウンロードしてご利用可能です。

堺市ホームページへ

使い方２

回収体験袋に直接「その他の古紙」を分別して保管し、中身がいっぱいになったら古紙を抜き出し、十文字にしばって集団回収へ出す。

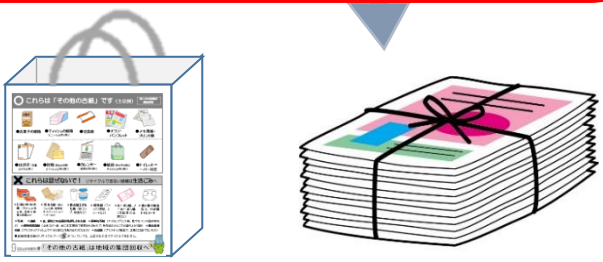

その他の古紙って？

・新聞・雑誌・段ボール・紙パック以外の、リサイクルできる紙資源のことです。

※回収体験袋にも記載しています。

【例】

●お菓子の紙箱　●ティッシュの紙箱（ビニールは取り除く）　●包装紙　●チラシ・パンフレット　●メモ用紙・プリント類

▼紙以外の部分（金具やビニール、プラスチックなど）は取り除きます。

▼紙箱は開いて平らにします。メモなど小さな「その他の古紙」は、雑誌への挟み込みも可能です。

対象品目や出し方等の詳細は堺市ホームページでも紹介しています⇒

堺市　その他の古紙

✕ これらは混ぜないで！

リサイクルできない紙類は**生活ごみ**へ

②問い合わせ先を記入します。

③必要に応じてコピーして、回覧等で団体のみなさんにお知らせください。

×写真　**×油紙**　**×金、　などの金属が箔押しされた紙**　**×昇華転写紙**（アイロンプリント紙、靴やカバンの詰め物など）　**×感熱性発泡紙**（立体コピー紙、主に点字関係で使用されるもので、熱を加えたところが盛り上がる紙）　**×複合素材の紙**（プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせたもの）　**×合成紙**（プラスチック製品で、正確には紙でないもの）

●紙製容器包装のリサイクルマーク　紙　がついていても、リサイクルできません！

問合せ先

○○○○○○自治会　担当：　堺　一郎

電話（　072　）　○○○　－○○○○